諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成30年1月9日(平成30年(行情)諮問第4号)

答申日:平成30年5月11日(平成30年度(行情)答申第43号)

事件名:特定月に実施した理学療法士・作業療法士学校養成施設における実態

調査に係る特定都道府県下の学校養成施設の回答の一部開示決定に

関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

平成29年特定月に厚生労働省が実施した理学療法士・作業療法士学校養成施設における実態調査に対する大阪府下の学校養成施設の回答(以下「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大 臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が、平成29年8月10日 付け厚生労働省発医政0810第1号により行った一部開示決定(以下 「原処分」という。)について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載 によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 趣旨

不開示とした部分「①担当者連絡先」及び「②退学者数などの学生に関する情報や教育内容,見直しに向けての意見」について基本的に全面開示を求める。

イ 理由

処分庁は不開示とした部分①について、法 5 条 1 号に該当することを根拠として不開示としているが、同号は事業を営む個人の当該事業に関する情報を除くと規定していることから、担当者名についての不開示は該当しても法人の電話番号は不開示の対象にはならない。不開示とした部分②についての不開示内容の退学者数や学生に対する情報や教育内容、見直しに向けての意見等はおおむね既に地方自

治体への情報公開で開示されている内容で、その内容は厚生労働省が報告を義務付けている「理学療法土作業療法士養成施設指導要領」 に沿ってなされていることであり、不開示とする根拠にならない。

よって処分庁が不開示とした部分の情報の一部を除き開示を求める。

(2)意見書

諮問庁が提出している不開示についての考え方、理由について以下に 反論します。不開示は基本的に不当であると考えます。

・諮問庁の不開示についての考え方について。

処分庁は不開示とした部分①について、法 5 条 1 号に該当することを 根拠として不開示としていましたが、審査請求人が「法 5 条 1 号は事業 を営む個人の当該事業に関する情報を除くと規定していることから、担 当者名についての不開示は該当しても法人の電話番号は不開示の対象に はならない。」と主張したことから電話番号については開示と変更され たことを評価します。

一方,不開示とした部分,法 5 条 2 号イの該当性について,「理学療法士・作業療法士を目指すものが養成施設を選択する際に影響を与える内容であり,養成施設にとっては経営戦略に影響する内容である。」との理由をもって法 5 条 2 号イに該当すると主張しています。しかし,同号イは「当該法人の権利,競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」場合の該当を規定しているのであり,下記に述べるようにアンケート結果の開示は「法人の権利,競争上の地位その他正当な利益を害する」ものではなく,むしろ公正な競争を促し法人の正当な利益に資するものです。

平成29年に実施された理学療法・作業療法学校養成施設に対するアンケート調査は、臨床実習に関する無資格診療の疑い・ハラスメントの放置、学校養成施設の法令違反、或いは学生の募集広告に関する疑義など当該学校養成施設に対する社会的批判の高まりを受けて厚生労働省が実施したもので、同年6月に発足した「理学療法士・作業療法土学校養成施設カリキュラム等改善検討会」でも報告されました。

このアンケート調査から明らかになったのは、修業年限内で卒業し国家試験に合格する割合が理学療法学生58.6%・作業療法学生66.2%でかなり多くの学生が退学・留年或いは浪人している事実、臨床実習体制の未整備、講習会未受講の専任教員が半数以上に上るなど教員の質に関する懸念等であり、学校養成施設における教育の質が問題となっているのです。一方で、これらの実態は一部の学校養成施設において隠蔽され、学生は入学前に知るすべがありませんでした。

更に、その後に実施された学生等を対象としたアンケートによる実態 調査では、指定規則・指導要項及びガイドラインに違反して、臨床実習 先から過大な取り組みを課せられ、回答した学生等1658人のうち90%が殆ど或いは毎日自宅に持ち帰り課題を行っており、その結果、45%の学生が講義日より睡眠時間が3ないし4時間程度短く、さらに17%以上は5時間以上睡眠時間を削っていたということが明らかとなっています。

また、回答者の半数が臨床実習期間中に心身の不調をきたし、さらに 2 7 4 人は病院を受診したと回答しているのです。こうした中、臨床実 習中の自殺未遂は毎年のように起こっています。最悪の事態である自殺 事件も判明しているだけで 2 件発生し、1 件は遺族側の勝訴が確定し、もう1 件も遺族側の勝訴判決が予想されています。

つまり、厚生労働省がこれまでに指定規則・指導要項及びガイドラインの徹底・厳守を守らなかったため、それに乗じた一部の学校養成施設が法令を無視した悪徳運営によって、学生を犠牲にして不当利益を得てきた事実が一連のアンケート調査から明らかとなっているのです。一部の学校養成施設が得てきた利益は決して「正当な利益」ではなく、法5条2号イで守られるべき法人の競争上や地位・権利に該当せず、よって諮問庁の不開示理由に合理性はありません。アンケート調査の学校別開示は、むしろ、公正な競争の土台を担保し、その他の学校養成施設の正当な利益に資するものと言えます。

更に、法5条1号口では「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にする必要があると認められる情報」として、不開示情報の該当性から除外するよう定められています。本件の場合、前述したように学校養成施設が一方的に決める実習施設において学生の多くが実習中過度なレポート提出を強要され、睡眠不足やストレス、パワハラで心身の不調をきたしたり、自殺未遂や自殺に追い詰められるケースが相次いでいます。合わせて今後もこれらの侵害が発生する蓋然性は極めて高いことを考えると、学生の生命・健康などの権利・利益の保護を優先し、学校情報は開示されるべきと考えます。以上の事から諮問庁の不開示すべき該当性の主張には無理があり不当ですので、本件については全て開示されるべきです。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求の経緯
- (1)本件審査請求人は、平成29年6月13日付けで処分庁に対して、法 3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを 不服として、平成29年10月16日付け(同月18日受付)で本件審 査請求を提起したものである。
- 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち、養成施設の電話番号について新たに開示した上で、その余の部分については、法 5条1号、2号イ及び6号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件審査請求に係る開示請求は、「平成29年1月に厚生労働省が実施した理学療法士・作業療法士学校養成施設における実態調査に対する 大阪府下の学校養成施設の回答」に関して行われたものである。

(2)理学療法士・作業療法士学校養成施設における実態調査について

本件開示請求に係る実態調査とは、理学療法士・作業療法士の教育内容等を定めている「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」等の見直しに向けて、教育現場の現状を把握するため、平成29年1月に各養成施設に対して実施したものである。

定期的に行われる調査ではないが、将来医療職種の養成施設における カリキュラム等の見直しを検討する際には、同種の調査を実施する可能 性がある。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号の該当性について

原処分で不開示とした部分のうち、担当者名、メールアドレスの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、法 5 条 1 号に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イの該当性について

原処分で不開示とした部分のうち、担当者名、電話番号、メール アドレス以外の情報は、学生情報や教育内容、現行規定への意見な どの、事業を営む者の内部管理情報に該当する部分であり、理学療 法士・作業療法士を目指す者が養成施設を選択する際に影響を与え る内容であり、養成施設にとっては経営戦略に影響する内容である。

そのため、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法 5 条 2 号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条6号柱書きの該当性について

原処分で不開示とした部分のうち、担当者名、電話番号、メール アドレス以外の不開示情報が公となった場合、被調査者である養成 施設と調査実施者である国との信頼関係が損なわれ、将来同種の調 査を行う際に、率直な回答を得ること、あるいはこのような任意の 調査への協力を得ることそれ自体が困難となり、その結果、厚生労働省の行う調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(4) 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした情報のうち、養成施設の電話番号については、法第5条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で学生情報や教育内容、現行規定への意見などは概ね既に地方自治体への情報公開で開示されている内容であり、また、学生情報等は厚生労働省が「理学療法士作業療法士養成施設指導要領」にて養成施設の設置者へ、毎学年度報告を義務付けている内容のため開示をすべき」と主張しているが、これに対する諮問庁の説明は上記3(3)のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

5 結論

以上のとおり、本件不開示部分については、その一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年1月9日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月25日 審議

④ 同年2月21日 審査請求人から意見書を収受

⑤ 同年4月13日 本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同年5月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示と する決定(原処分)を行った。

審査請求人は、原処分において不開示とされた部分の開示を求めているところ、諮問庁は諮問に当たり、その一部を新たに開示するが、その余の部分については、不開示を維持すべきとしているので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1)担当者名及びメールアドレスについて

当該部分は、それぞれ、法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による 部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが 妥当である。

(2) その余の部分について

当該部分は、理学療法士・作業療法士の教育内容等を定めている「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」等の見直しに向けて、教育現場の現状を把握するため、平成29年1月に各養成施設に対して実施した実態調査の調査票の回答内容のうち、基本事項並びに教育内容の単位数及び履修時間数を除く部分である。

当該部分は、各養成施設の一般に公にされていない内部情報であり、 回答を行った施設の名称が原処分において既に開示されていることから、 これを公にすると、今後、同様の調査を行う際に、調査への協力を得る ことが困難となり、厚生労働省が行う理学療法士・作業療法士学校養成 施設に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認めら れる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条2号イに ついて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右 するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号、 2 号イ及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条 1 号及び 6 号柱書きに該当すると認められるので、同条 2 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子